

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 後	改 正 前
埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
目次	目次
第一章～第四章 (略)	第一章～第四章 (略)
第五章 第四十八条 <u>第四十九条</u>	第五章 第四十八条・ <u>第四十九条</u>
附則	附則
(無料低額宿泊所の範囲)	(無料低額宿泊所の範囲)
第三条 (略)	第三条 (略)
一 (略)	一 (略)
二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法 <u>第十一条第一項第三号</u> に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。	二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法 <u>第十一条第三号</u> に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。
(入居申込者に対する説明、契約等)	(入居申込者に対する説明、契約等)
第十六条 (略)	第十六条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 (略)	7 (略)
一 (略)	一 (略)
二 <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u> をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法	二 <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法</u>
8～11 (略)	8～11 (略)
(被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始等の届出)	(被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始等の届出)
第三十六条 (略)	第三十六条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
<u>7 市及び福祉事務所を設置する町村の長は、第二項の規定による届出が</u>	(新設)

改正後	改正前
<u>されていない疑いがある又は虚偽の届出の疑いがある被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を知事に通知するよう努めるものとする。</u> 8 <u>市及び福祉事務所を設置する町村の長が無料低額宿泊所について前項の規定による通知を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「法第六十八条の二第二項」とする。</u> (事業の停止等) 第四十一条 知事は、<u>第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u> 2 知事は、<u>第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をした事業者が、同条第三項から第五項まで若しくは第三十八条の規定若しくは前条の規定による命令に違反し、第四十四条第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u> (適用除外) 第四十六条 <u>第三十六条第一項から第六項まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十八条から第四十九条までの規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。</u> 2 (略) (罰則) 第四十八条 (略) <u>第四十八条の二 第三十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の</u>	(新設) (事業の停止等) 第四十一条 知事は、<u>第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をしない事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u> 2 知事は、事業者が、<u>第三十六条第三項から第五項まで若しくは第三十八条の規定若しくは前条の規定による命令に違反し、第四十四条第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u> (適用除外) 第四十六条 <u>第三十六条から第三十八条まで、第四十一条、第四十八条及び第四十九条の規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。</u> 2 (略) (罰則) 第四十八条 (略) (新設)

改 正 後	改 正 前
<u>届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</u> (両罰規定) 第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、<u>前二条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても<u>各本条</u>の罰金刑を科する。	(両罰規定) 第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、<u>前条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても<u>同条</u>の罰金刑を科する。